

令和4年度

# 定期監査結果報告書

富田林市監査委員

富 監 第 1 1 2 号  
令和5年2月28日

富田林市長 吉 村 善 美 様

富田林市監査委員

中 川 元  
花 岡 秀 行  
坂 口 真 紀

### 定期監査結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

### 記

#### 1. 監査の対象

上下水道部 上下水道総務課、水道工務課、下水道課

#### 2. 監査の期間

令和4年10月21日 ～ 令和5年 1月31日

#### 3. 監査の範囲

令和3年10月～令和4年9月の事務・事業

#### 4. 監査の方法

今回の監査は、前記監査の対象、監査の期間、監査の範囲における財務に関する事務や経営に係る事業の管理に関する事務が関係法令等に従い適

正で、効率的かつ合理的に行われているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を受け、関係書類の調査とともに、必要に応じて担当職員から説明を聴取し、現状の把握を行う方法により実施した。

また、内部統制に関しては、事前に提出を求めたリスク評価シート、事務フロー図などから、適切なリスクマネジメントがなされているかについても確認を行った。

## 5. 監査の結果

概ね適正に処理されていると認められたが、一部において、検討・改善等を要するものが見受けられたので、善処されるよう要望する。

なお、検討・改善等の指摘事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

以下、監査結果について記述する。

### 【上下水道総務課】

上下水道総務課は企画業務係、経理係で構成される。

企画業務係は、水道事業及び下水道事業の経営及び営業の企画並びに総合調整、事務改善及び企業能率の増進、法令、例規の調査、研究及び条例並びに管理規程の制定又は改廃、災害及び危機管理対策、職員の人事管理、給与、福利厚生、研修、公務災害及び安全衛生、市議会に提出する議案の市長への送付、財産の総括管理、公印、庁舎の管理及び庁内取締り、給水装置工事事業者及び排水設備工事事業者の指定、請負工事等の業者選定及び入札並びに契約、車両及び水道施設の保険、水道料金及び使用料の徴収並びに管理、水道お客様センターの管理及び運営調整、各種団体及び関係機関との総合調整、

給水装置の受付、水道メーター、部及び課の総合的な調整に関する事務を分掌している。

経理係は、水道事業及び下水道事業の予算の編成、執行及び統制、決算及び財務諸表の作成、経理及び業務状況の報告、一時借入金、企業債等の借入手続、収入及び支出の事務審査、現金及び有価証券の出納保管、会計伝票及び証拠書類の整理並びに保管、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関、固定資産の評価及び減価償却並びに資産台帳の整備、不用品の処分及び不良債権、その他金銭出納、小切手振出等経理、経営状況及び営業の調査、研究及び諸統計、財政計画及び資金計画に関する事務を分掌している。

#### ○ 収納管理口座とお客様センター運營業務について（検討・改善）

水道料金等の徴収にあたっては、各金融機関窓口で収納されたもの、口座振替により徴収されたもの、お客様センター窓口で直接収納されたものなどすべての料金収入が、一旦、収納管理口座に入金され、お客様センターで調定金額との照合が行われた後に、水道料金と水道事業が受託収納している下水道使用料及び浄化槽使用料に分けて、水道事業及び下水道事業のそれぞれの会計口座に入金されている。

整理口座の記録を確認したところ、収納金融機関ごとの入金や料金種類別の送金が錯綜しており、日々の口座残高の管理方法が確立されていなかった。

また、現金が、整理口座に留め置かれる期間も休日の都合や収納額の内訳によって異なり、月末時点で数千万円の残高となっている月もあることから、整理口座の運用にあたって、速やかに水道事業及び下水道事業の各会計口座への入金が行えるよう適切な管理方法の確立に努められたい。

次に、お客様センター運營業務委託契約については、同一業者が落札し、

長期継続契約が更新され、10年以上同一業者に委託しているところである。

そのため、受託者には長い実務経歴を有する従業員も多く、報告書様式、事務要領や手順の見直し等、継続受託業者ならではの事務改善提案も可能であると考えられる。受託者との協働により、前述の整理口座の適切な管理も踏まえ、さらなる事務改善に努められたい。

### ○ 固定資産の管理について（意見）

令和3年度に行った資産調査において、令和元年度に廃止した甲田浄水場の浄水機能に係る資産の一部に除却漏れがあったとのことであるが、後年度に除却損失が発生しており、適切な経理処理とはいえない。

除却漏れや処理誤りを防止し、資産の適正計上を図るためにも、資産の整理、確認の手法について、検討する必要があると考える。

#### 【水道工務課】

水道工務課は工務係、給配水係、施設係で構成される。

工務係は、水道施設の拡張及び改良等の調査、研究並びに計画、事業認可書類等の作成及び申請、補助金及び企業債の交付申請、水道施設の拡張、改良工事等に関する事務を分掌している。

給配水係は、給水装置（受付を除く。）、指定給水装置工事事業者の指導監督、送配水管の維持管理、送配水管の水質維持、応急給水作業の対応、工器具類及び各種材料の保管、貯水槽水道、開発に基づく協議申請の受付、指導及び検査、その他給配水、課の総合的な調整に関する事務を分掌している。

施設係は、水質検査及び上水水質管理、取水、浄水、受水及び送配水の計画並びに運営、取水、浄水、受水及び送水及び配水施設の維持管理、衛生、

水質保全及び保安管理、修繕工事等の設計、監督及び検査、電気設備及び機械設備等の運転保守、その他浄水に関する事務を分掌している。

#### ○ 二市共同事業について（意見）

滝畑ダムを取水源とする日野浄水場は、本市の自己水源としての重要な施設であり、本市と河内長野市の共同事業であるところ、その管理運営においては、河内長野市が担当しているとのことである。管理運営費の大半を占める施設の運転管理業務委託の契約締結に際しては、河内長野市においてプロポーザル方式により業者選定されているとのことであるが、審査に本市職員は携わっておらず、審査経過やその他請負工事などの入札経過については、情報共有されていないとのことである。

本市水道事業におけるダム水受水のウエイトは大きく、経営に与える影響が非常に高い施設であるにもかかわらず、その管理運営においては、本市は共同事業者というより、その実態は委託者に近い状況といえる。

同浄水場の施設は、老朽化の進む設備の更新や水処理施設の耐震化のため施設更新事業が進められているところであり、今後も相当の建設負担が見込まれていることから、共同事業者として事業運営により積極的に参画すべきであると考えている。

#### 【水道工務課・下水道課 共通事項】

#### ○ 請負工事等の変更契約について（意見）

水道の各種管工事や公共下水道施設の整備工事は、地下における工事となるため、ほとんどの工事において、当初の契約後に判明した状況に応じて契約内容が変更され、それに伴い契約金額も変更されている。

工事の性格上、このことはやむを得ない面があるが、契約は、当初の内容どおりに履行されるのが本来の姿であり、可能な限り変更の必要のない契約を締結するように努力をすべきである。

今回、審査した変更契約を行った工事の中には、地下における工事でないものについて変更契約が行われたものも見受けられた。

万が一契約を変更する必要が生じ、金額の変更を伴う場合には、その妥当性について慎重に判断することが求められる。

しかしながら、変更契約に係る事務決裁等の手続きにおいて、少なからず、工事担当者による差が見受けられ、理由や内容についてヒアリングでの質疑を要するものがあった。これは、上下水道事業において、ベテラン技術職員の退職に伴い、技術やノウハウの承継が課題となってきたことも関係していると思われる。

これらのことから、変更契約の説明資料として必要な添付資料の画一化や意思決定の過程の明確化を図るうえでも効果的であると考えられるので、変更の事由や内容のケースごとに整理した事務処理マニュアルの作成を検討されたい。

#### 【下水道課】

下水道課は、総務浄化槽係、計画管理係、整備係で構成される。

総務浄化槽係は、分担金、下水道事業の普及及び宣伝、水洗便所改造義務等の指導、水洗便所改造資金の融資あっ旋、関係諸団体との連絡調整、課の総合的な調整、浄化槽施設の維持管理、浄化槽整備に関する事務を分掌している。

計画管理係は、公共下水道施設の維持管理、施設台帳の整備、開発行為に

係る公共下水道施設の指導及び検査、公共下水道の水質管理並びに除害施設の指導及び監督、排水設備工事業者及び責任技術者の指導監督、排水設備の手続、公共下水道の計画及び調査、公共下水道の供用、流域下水道計画との調整に関する事務を分掌している。

整備係は、公共下水道の整備、公共下水道の整備に係る関係機関との調整及び協議に関する事務を分掌している。

今回の監査において、下水道課については、前述の「【水道工務課・下水道課共通事項】」に記載したものを除き、特に指摘すべき事項はなかった。



監査等指摘事項一覧表

	監査名	資料頁等	部局名	課名	指摘区分	項目	内容	指摘日
1	令和4年度定期監査	—	上下水道部	上下水道総務課	検討・改善	収納管理口座とお客様センター運営業務について	<p>水道料金等の徴収にあたっては、各金融機関窓口で収納されたもの、口座振替により徴収されたもの、お客様センター窓口で直接収納されたものなどすべての料金収入が、一旦、収納管理口座に入金され、お客様センターで調定金額との照合が行われた後に、水道料金と水道事業が受託収納している下水道使用料及び浄化槽使用料に分けて、水道事業及び下水道事業のそれぞれの会計口座に入金されている。</p> <p>整理口座の記録を確認したところ、収納金融機関ごとの入金や料金種類別の送金が錯綜しており、日々の口座残高の管理方法が確立されていないかった。</p> <p>また、現金が、整理口座に留め置かれる期間も休日の都合や収納額の内訳によって異なり、月末時点で数千万円の残高となっている月もあることから、整理口座の運用にあたって、速やかに水道事業及び下水道事業の各会計口座への入金が行えるよう適切な管理方法の確立に努められたい。</p> <p>次に、お客様センター運営業務委託契約については、同一業者が落札し、長期継続契約が更新され、10年以上同一業者に委託しているところである。</p> <p>そのため、受託者には長い実務経歴を有する従業員も多く、報告書様式、事務要領や手順の見直し等、継続受託業者ならではの事務改善提案も可能であると考えられる。受託者との協働により、前述の整理口座の適切な管理も踏まえ、さらなる事務改善に努められたい。</p>	令和5年2月28日
2	令和4年度定期監査	—	上下水道部	上下水道総務課	意見	固定資産の管理について	<p>令和3年度に行った資産調査において、令和元年度に廃止した甲田浄水場の浄水機能に係る資産の一部に除却漏れがあったとのことであるが、後年度に除却損失が発生しており、適切な経理処理とはいいがたい。</p> <p>除却漏れや処理誤りを防止し、資産の適正計上を図るためにも、資産の整理、確認の手法について、検討する必要があると考える。</p>	令和5年2月28日

監査等指摘事項一覧表

	監査名	資料頁等	部局名	課名	指摘区分	項目	内容	指摘日
3	令和4年度定期監査	一	上下水道部	水道工務課	意見	二市共同事業について	<p>滝畑ダムを取水源とする日野浄水場は、本市の自己水源としての重要な施設であり、本市と河内長野市の共同事業であるところ、その管理運営においては、河内長野市が担当しているとのことである。管理運営費の大半を占める施設の運転管理業務委託の契約締結に際しては、河内長野市においてプロポーザル方式により業者選定されているとのことであるが、審査に本市職員は携わっておらず、審査経過やその他請負工事などの入札経過については、情報共有されていないとのことである。</p> <p>本市水道事業におけるダム水受水のウエイトは大きく、経営に与える影響が非常に高い施設であるにもかかわらず、その管理運営においては、本市は共同事業者というより、その実態は委託者に近い状況といえる。</p> <p>同浄水場の施設は、老朽化の進む設備の更新や水処理施設の耐震化のため施設更新事業が進められているところであり、今後も相当の建設負担が見込まれていることから、共同事業者として事業運営により積極的に参画すべきであると考え。</p>	令和5年2月28日
4	令和4年度定期監査	一	上下水道部	水道工務課 下水道課	意見	請負工事等の変更契約について	<p>水道の各種管工事や公共下水道施設の整備工事は、地下における工事となるため、ほとんどの工事において、当初の契約後に判明した状況に応じて契約内容が変更され、それに伴い契約金額も変更されている。</p> <p>工事の性格上、このことはやむを得ない面があるが、契約は、当初の内容どおりに履行されるのが本来の姿であり、可能な限り変更の必要のない契約を締結するように努力をすべきである。</p> <p>今回、審査した変更契約を行った工事の中には、地下における工事でないものについて変更契約が行われたものも見受けられた。</p> <p>万が一契約を変更する必要が生じ、金額の変更を伴う場合には、その妥当性について慎重に判断することが求められる。</p> <p>しかしながら、変更契約に係る事務決裁等の手続きにおいて、少なからず、工事担当者による差が見受けられ、理由や内容についてヒアリングでの質疑を要するものがあつた。これは、上下水道事業において、ベテラン技術職員の退職に伴い、技術やノウハウの承継が課題となってきたことも関係していると思われる。</p> <p>これらのことから、変更契約の説明資料として必要な添付資料の画一化や意思決定の過程の明確化を図るうえでも効果的であると考えられるので、変更の事由や内容のケースごとに整理した事務処理マニュアルの作成を検討されたい。</p>	令和5年2月28日

※ 指摘事項について必要な措置を講じられた場合は、当該措置の内容を監査委員に通知すること。